

# 令和5年分給与支払報告書(個人明細書)の書き方

- 令和6年1月1日現在の住所又は居所を記載します。「居所」を記載した場合は、摘要欄に「住民票のある住所」の記載をお願いします。
- 給与の支払を受ける方のマイナンバーを記載します。
- 【有】**主たる給与等において、年末調整を受けている場合で、控除対象配偶者を有している場合に「○」と記載します。また、年末調整の適用を受けていない場合で、源泉控除対象配偶者を有している場合(受給者の合計所得が900万円以下に限る)に「○」と記載します。**【従有】**主たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合に「○」と記載します。**【老人】**控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者(昭和29年1月1日以前生まれ)である場合に「○」と記載します。
- 源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうち、**非居住者※**がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうち、国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載します。
- 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者)の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。また、これらの方が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。
- 扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。また、扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。
- 16歳未満(平成20年1月2日以後生まれ)の扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。また、扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。
- 給与の支払をする事業所の法人番号、個人事業主の場合はマイナンバーを記載します。

**【用語説明】**  
 (1) 源泉控除対象配偶者とは、受給者(合計所得金額900万円以下である方に限る。)と生計を一にする配偶者で合計所得金額95万円以下である方をいいます。  
 (2) 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。  
 (3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。

給与支払報告書(個人別明細書)

① 住所: 魚沼市須原520番地

② 受給者番号: 012345678912

③ 源泉控除対象配偶者: 有 (○)

④ 16歳未満扶養親族: 1

⑤ 源泉控除対象配偶者: 有 (○)

⑥ 扶養親族: 魚沼 花子 (非居住者)

⑦ 扶養親族: 魚沼 武 (非居住者)

⑧ 事業所: 魚沼市小出島910番地 株式会社

給与・賞与: 6,000,000円 (支払) / 4,360,000円 (源泉控除後) / 3,970,000円 (合計)

源泉徴収額: 0円

前職分: ▲▲▲工業(株) R5.3.31退職  
 支払金額●●●●●円 社会保険料控除●●●●●円 源泉徴収額●●●●●円

中途就・退職: 令和5年5月4日

## 【扶養親族欄について】

年齢	控除区分	控除額
70歳以上	昭29年1月1日以前生まれ 受給者または受給者の配偶者の直系尊属で同居を常に行っている 上記以外(おじおば、兄弟姉妹等)	同居老親等 老人 480,000
23歳~69歳	昭29年1月2日 ~ 平成13年1月1日生まれ	その他 380,000
19歳~22歳	平成13年1月2日 ~ 平成17年1月1日生まれ	特定 630,000
16歳~18歳	平成17年1月2日 ~ 平成20年1月1日生まれ	その他 380,000
16歳未満	平成20年1月2日以後生まれ	年少 0

※老人扶養親族(昭和29年1月1日以前に生まれた者)がいる場合、「左の欄の点線の右側」には、老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、その内、同居老親等に区分される者の数を記載してください。

## 【摘要欄について】

■同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載します。  
 (例:「魚沼花子(同配)」)

■年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、支払者名、給与等支払額、源泉徴収額、社会保険料控除額及び退職日の記載をお願いします。

## 【配偶者控除・配偶者特別控除額表】

配偶者の合計所得金額	居住者(控除者)の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
48万円以下	38万円	26万円	13万円	
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

## 【中途就・退職欄について】

■年の途中で就職や退職(死亡退職を含みます)した方については、「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。

**ご注意ください!**

※令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、次に掲げる人となりました。

- ・年齢16歳以上30歳未満の人
- ・年齢70歳以上の人
- ・年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人
  - (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
  - (2) 障害者
  - (3) 扶養控除の適用を受けようとする所得者から、その年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

■ご不明な点等ございましたら、お近くの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/index.htm>)をご覧ください。